

広島県歯と口の健康週間実施要領

1 目的

この週間は、県と関係団体等が連携・協力して県民に対して歯と口の健康に関する正しい知識を普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することにより歯の寿命を延ばし、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

2 実施事業

(1) 広報機関等による普及・啓発

県及び関係機関等が連携して積極的に広報活動を行うとともに、報道機関へ各種資料を提供すること等により、その協力を求めて、この週間の趣旨の普及・啓発を図る。

ア ラジオ、テレビ及び新聞による広報宣伝

イ ポスター及び広報資料の配布

ウ 市町広報、有線放送等での資料提供

エ その他

(2) 各種催物等の開催

講習会、講演会、映画会、スライドフォーラム、展示会等の開催により、この週間の趣旨の理解の促進を図る。

(3) 口腔診査と歯科保健指導・相談等の実施

保健所（支所）、市町保健センター等、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校・中学校・高等学校（3年制の高等専修学校及び各種学校のうち小学校・中学校・高等学校に相当する課程を含む。）、特別支援学校、事業所、病院、口腔保健センター、診療所等において実施する。

(4) 学校歯科保健活動の推進

ア 学校保健会や関係者の協力を得て、全校的な歯科保健活動の推進を図るとともに、家庭に対しても児童生徒等を通じて、この週間の趣旨の普及徹底を図る。

イ 児童生徒から図画、ポスター、標語、作文等を広く募集し、この週間の趣旨を地域社会に普及させる。

(5) 歯科保健に関する表彰

歯科保健優良保育所・認定こども園、学校歯科保健優良学校及び図画・ポスター・標語について、「広島県歯と口の健康週間関連表彰応募要領」により募集し、表彰することにより、歯科保健に対する意識の普及・啓発を図る。

(6) その他

各種団体と連携協力して、それぞれの地域の実情に応じた適切な事業を創意工夫して実施する。

3 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年5月24日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月14日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年5月8日から施行し、令和5年4月1日から適用する。